

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除、パパママ育休プラス・産後パパ育休などの制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

- 令和6年4月～ 該当者へは随時メール等で情報提供していく

目標2：時間外労働の削減

＜対策＞

- 令和6年4月～ 1人あたり月平均10時間以下になるよう管理・指導する

目標3：育児休業復帰後に短時間勤務(子が10歳になるまで)の希望があれば受入する

＜対策＞

- 令和6年4月～ 希望者には育児・介護短時間勤務等申出書を提出してもらう
- 制度について、「育児・介護休業復帰プログラム」を使用して情報提供する

目標4：年次有給休暇の取得率70%超を継続する

＜対策＞

- 令和6年4月～ 最大15日間/年の計画的付与を実施していく